



2024年10月9日

各 位

会社名 株式会社 東北新社
代表者名 代表取締役社長 小坂 恵一
(コード: 2329 スタンダード市場)
問合せ先 取締役 沖山 貴良
電話番号 03-5414-0211 (代表)

3D Investment Partners Pte. Ltd. との守秘義務誓約書に関する協議・交渉経緯についてのご説明

当社は、2024年7月24日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd. 様による当社普通株式の非公開化に関する提案の受領及び特別委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年7月23日、3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下「3D社」といいます。) から、3D社が設立するSPCによる当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式を非公開化するための一連の取引に関する提案(以下「本提案」といいます。) を受領しました。

その後、当社取締役会は、2024年8月29日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd. による当社普通株式の非公開化に関する提案の協議の状況に関するお知らせ」に記載のとおり、同月21日付けで当社の独立社外取締役5名全員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。) から諮問意見書(以下「本諮問意見書」といいます。) の提出を受け、本諮問意見書の内容を踏まえ、当社が指定する内容の守秘義務誓約書を3D社が実質的な変更なく当社に差し入れることを条件として、3D社による当社に対するデュー・ディリジェンス(以下「本DD」といいます。) を、当社が指定する方法及び範囲で受け入れる旨を3D社に対して回答し、守秘義務誓約書の差入れについて、3D社との間で慎重に協議を行ってまいりました。

しかしながら、2024年9月24日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd. による当社普通株式の非公開化に関する提案の協議の結果に関するお知らせ」に記載のとおり、3D社は、守秘義務誓約書の内容について実質的な変更を要請する立場を変えなかったため、当社は、同日付で、3D社に対して、同社との守秘義務誓約書に関する協議・交渉を打ち切る旨の回答をいたしました。

これに対し、3D社は、2024年10月4日付けで、守秘義務誓約書に関する協議の経緯に関する説明とともに、両社のコメント付き守秘義務誓約書のドラフト、及び、両社のコメントの比較表を開示しました。しかしながら、3D社の開示資料では、当社が3D社に対して厳格な内容の守秘義務誓約書の差入を求めた理由が記載されておりませんでしたので、当社の協議の方針や3D社への対応について無用な誤解が生じるおそれがあると認識されるため、その理由及び3D社との協議・交渉を打ち切った経緯について、改めて当社からご説明する次第です。また、3D社が開示したコメントの比較表には、守秘義務誓約書の主な論点に関する当社のコメントを3D社が要約した内容が記載されていますが、当該要約においては、当社によるコメントの重要な部分が記載されておらず、当社のコメントの正確な要約にはなっていないため、各論点に関する当社の考えの詳細を、当社ホームページ<<https://tfc.co.jp/ir/news/>>にて開示いたします。

まず、当社が3D社に対して厳格な内容の守秘義務誓約書の差入を求めた理由ですが、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「企業買収行動指針」といいます。) では、デュー・ディリジェンスは、「通常、企業内部

の非公開情報を提供して行うものであることから、競合他社への情報流出や目的外利用のリスクなども考慮した上で、検討・交渉を進める意義があると考える場合に実施することとなる」とされています。そして、本諮問意見書では、①非公開情報の情報流出や目的外利用のリスクについては、当社においては、当社の営業秘密やノウハウが漏洩し、又は目的外利用された場合には、大手広告代理店等の顧客や、発注先である協力会社の信用を失い、取引が停止されるリスクがあるほか、新規案件や進行中の案件も大きく影響を受け、収益に多大な悪影響が生じ、短期的な影響のみならず、将来における事業継続性も担保できなくなるリスクがあり、ひいては企業価値及び株主全体の利益に多大な悪影響を生じるおそれがあることが十分にあるとされています。また、②検討・交渉を進める意義については、本提案は実現可能性が合理的に疑われるため、現時点で「真摯な買収提案」に該当すると判断することは相当ではないと考えられ、かつ、3D社が本提案に係る取引実行後に予定している施策は当社の企業価値に資するものと評価することはできないと考えられ、また、3D社の経営能力には疑義があると考えられることに加えて、当社が策定した中期経営計画は現時点では概ね計画どおりに進捗していると考えられるため、3D社の企業価値向上策は、当社の企業価値向上策よりも優れたものとはいえないと考えられることを総合考慮すると、本提案は現時点では当社取締役会が応じる方針を決定すべき内容のものであるとは考えられず、そのため、本DDの受入れの要請に応じた上で本提案に関して検討・交渉を進める必要性は必ずしも高くはないと考えられるとされています。以上を踏まえ、本諮問意見書では、3D社との間で同様に厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を課す内容の守秘義務契約を締結するなど、3D社による当社内部の非公開情報の情報流出や目的外使用の具体的なおそれがないと合理的に判断することができる厳格な措置を講じることが、本DDの要請を受け入れる条件とされていました。

当社取締役会は、本諮問意見書を踏まえ、慎重に議論及び検討を尽くした結果、本DDの要請を受け入れるためには、本諮問意見書に記載された条件を充足する必要があると判断し、3D社の厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を規定した守秘義務誓約書を3D社に提示しました。そのうえで、本諮問意見書で明示された条件を遵守するため、当社が提案する守秘義務誓約書の内容に対する実質的な変更は受け入れられないことを、3D社に対して再三再四、繰り返し説明いたしました。しかしながら、3D社には、当社の考えや本諮問意見書において前提となっている当社の事情について全く理解いただけず、3D社は守秘義務誓約書の内容について実質的な変更を要請する立場を何ら変えませんでした。3D社が受け入れなかった守秘義務誓約書に関する主な論点についての、当社の考えの詳細については、当社ホームページ<<https://tfc.co.jp/ir/news/>>をご参照ください。

以上の経緯で、当社は、2024年9月24日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社普通株式の非公開化に関する提案の協議の結果に関するお知らせ」に記載のとおり、3D社は当社の指定する内容の守秘義務誓約書を実質的な変更なく当社に差し入れることは全くないと判断し、これ以上時間・労力等のコストを費やして3D社との協議・交渉を続けることは、当社の企業価値及び株主共同利益の毀損につながるおそれがあることから、本特別委員会の特別委員を含む取締役全員の総意に基づき、3D社に対して、3D社との協議・交渉を打ち切る旨を回答した次第です。

当社は、今後も企業価値の向上に努め、株主共同の利益を確保・向上できるように取り組んでまいります。

以 上